麻生区区計画策定推進本部会議要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の総合的な計画の実施計画に位置づけられる麻生区区計画(以下「区計画」という。)の策定において、その策定方法及び主要な施策・事業の調整など、区計画に関わる総合的な調整を行うために、麻生区区計画策定推進本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(構成等)

- 第2条 本部会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、座長、副座長を置く。
- 2 本部会議の座長は、区長をもって充てる。
- 3 本部会議の副座長は、副区長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき、または欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 座長が必要と認める場合は、本部会議に関係職員を出席させることができる。

(所管事項)

- 第3条 本部会議は、次の事項を所掌する。
- (1) 区計画の策定方法の調整に関すること。
- (2) 区計画に係る主要な施策・事業の調整に関すること。
- (3) 区計画の確認に関すること。
- (4) その他前3号に定めるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて座長が招集し、主宰する。

(ワーキンググループ)

- 第5条 本部会議の所管事項の円滑な推進を図るため、各分野の事案の整理、各部署間 の調整等を行うワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、各事業に係る所管課の担当者等を中心に構成する。

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関する事項その他必要な事項については、区長が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

名 称	補職名
座長	区長
副座長	副区長
	区民サービス部長
	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長
	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)副所長
	道路公園センター所長
	総務課長
	企画課長
	その他関係課長